

平成 31 年第 1 回

愛知県後期高齢者医療広域連合議会定例会

議 案 書

愛知県後期高齢者医療広域連合



## 目 次

同意第 1 号	副広域連合長の選任に関し同意を求めることについて . . . . .	1
議案第 1 号	愛知県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休暇等に関する条例 の一部を改正する条例の制定について . . . . .	3
議案第 2 号	愛知県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部 を改正する条例の制定について . . . . .	7
議案第 3 号	平成30年度愛知県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第 2 号） . . . . .	11
議案第 4 号	平成30年度愛知県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計 補正予算（第 2 号） . . . . .	19
議案第 5 号	平成31年度愛知県後期高齢者医療広域連合一般会計予算 . . . . .	29
議案第 6 号	平成31年度愛知県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計 予算 . . . . .	33



同意第1号

副広域連合長の選任に関し同意を求めることについて

愛知県後期高齢者医療広域連合規約第12条第4項の規定に基づき、次の者を愛知県後期高齢者医療広域連合副広域連合長に選任したいので、議会の同意を求める。

住 所	知多郡阿久比町大字植大字前崎 46 番地
氏 名	竹内 啓二 (たけうち けいじ)
生年月日	昭和 29 年 5 月 18 日

平成 31 年 2 月 5 日提出

愛知県後期高齢者医療広域連合長 伊 藤 太

提案理由

愛知県後期高齢者医療広域連合副広域連合長として、竹内啓二氏（阿久比町長）を選任するため、議会の同意を求めるものである。



議案第 1 号

愛知県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

愛知県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

平成 31 年 2 月 5 日提出

愛知県後期高齢者医療広域連合長 伊 藤 太

提案理由

働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律の一部施行等に伴い、長時間労働の是正のための措置に関する規定を整備するため、この条例を定めようとするものである。





愛知県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

愛知県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成19年広域連合条例第17号）の一部を次のように改正する。

第7条第2項の次に次の1項を加える。

- 3 前項に規定するもののほか、同項に規定する正規の勤務時間以外の時間における勤務に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。



議案第 2 号

愛知県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について

愛知県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

平成 31 年 2 月 5 日提出

愛知県後期高齢者医療広域連合長 伊 藤 太

提案理由

被保険者均等割額の軽減基準及び保険料軽減措置の見直しのため、この条例を定めようとするものである。



愛知県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例  
の一部を改正する条例

愛知県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例（平成 19 年  
広域連合条例第 31 号）の一部を次のように改正する。

第 15 条第 1 項第 1 号の 2 を削り、同項第 2 号中「前 2 号」を「前号」に、  
「27 万 5,000 円」を「28 万円」に改め、同項第 3 号中「前 3 号」を「前 2  
号」に、「50 万円」を「51 万円」に改める。

附則第 3 条（見出しを含む。）中「平成 29 年度」を「平成 31 年度」に、  
「附則第 4 条から第 6 条まで」を「附則第 4 条」に改める。

附則第 4 条の見出し中「平成 29 年度以降の各年度」を「平成 31 年度」に  
改め、同条第 1 項及び第 2 項を次のように改める。

平成 31 年度において第 15 条第 1 項第 1 号の規定が適用される被保険者で  
あって、賦課期日に、当該被保険者及びその属する世帯の他の被保険者が令  
第 15 条第 1 項第 6 号に規定する各種所得の金額及び他の所得と区分して計  
算される所得の金額がないものについての第 15 条第 1 項第 1 号の規定の適  
用については、同号中「10 分の 7」とあるのは、「10 分の 8」と読み替え  
るものとする。

2 平成 31 年度において第 15 条第 1 項第 1 号の規定が適用される被保険者  
であって、前項の規定が適用されないものについての第 15 条第 1 項第 1  
号の規定の適用については、同号中「10 分の 7」とあるのは、「20 分の  
17」と読み替えるものとする。

附則第 5 条及び第 6 条を次のように改める。

（平成 32 年度における保険料の賦課総額の算定の特例）

第 5 条 平成 32 年度における保険料の賦課総額の算定について第 13 条の規  
定を適用する場合においては、同条中「第 15 条又は第 16 条に規定する基  
準に従い」とあるのは、「平成 32 年度においては第 15 条若しくは第 16  
条又は附則第 6 条に規定する基準に従い」と読み替えるものとする。

（平成 32 年度における所得の少ない者に係る保険料の賦課額の特例）

第 6 条 平成 32 年度において第 15 条第 1 項第 1 号の規定が適用される被保

険者（賦課期日に、当該被保険者及びその属する世帯の他の被保険者が令第15条第1項第6号に規定する各種所得の金額及び他の所得と区分して計算される所得の金額がない被保険者を除く。）についての第15条第1項第1号の規定の適用については、同号中「10分の7」とあるのは、「40分の31」と読み替えるものとする。

附則第7条及び第8条を削る。

#### 附 則

##### （施行期日）

- 1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。

##### （経過措置）

- 2 この条例による改正後の愛知県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の規定は、平成31年度以後の年度分の保険料について適用し、平成30年度分までの保険料については、なお従前の例による。

議案第 3 号

平成 30 年度愛知県後期高齢者医療広域連合一般会計補正  
予算（第 2 号）

平成 30 年度愛知県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 2,782 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 2,019,346 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

平成 31 年 2 月 5 日提出

愛知県後期高齢者医療広域連合長 伊 藤 太

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 分担金及び負担金		1,721,919	△29,390	1,692,529
	1 負担金	1,721,919	△29,390	1,692,529
2 国庫支出金		223,485	2,782	226,267
	1 国庫補助金	223,485	2,782	226,267
5 繰越金		71,003	29,390	100,393
	1 繰越金	71,003	29,390	100,393
歳入合計		2,016,564	2,782	2,019,346

歳出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
3 民生費		759,455	2,782	762,237
	1 社会福祉費	759,455	2,782	762,237
歳出合計		2,016,564	2,782	2,019,346



平成30年度

一般会計補正予算(第2号)説明書

愛知県後期高齢者医療広域連合

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括

歳入

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
1 分担金及び負担金	1,721,919	△29,390	1,692,529
2 国庫支出金	223,485	2,782	226,267
5 繰越金	71,003	29,390	100,393
歳入合計	2,016,564	2,782	2,019,346

歳出

款	補正前の額	補正額	計
3 民生費	759,455	2,782	762,237
歳出合計	2,016,564	2,782	2,019,346

(単位：千円)

補正額の財源内訳			
特定財源			一般財源
国県支出金	地方債	その他	
2,782			
2,782			

## 2 歳 入

### (款) 1 分担金及び負担金

#### (項) 1 負担金

目	補正前の額	補正額	計
1 市町村負担金	1,721,919	△29,390	1,692,529
計	1,721,919	△29,390	1,692,529

### (款) 2 国庫支出金

#### (項) 1 国庫補助金

1 民生費補助金	223,485	2,782	226,267
計	223,485	2,782	226,267

### (款) 5 繰越金

#### (項) 1 繰越金

1 繰越金	71,003	29,390	100,393
計	71,003	29,390	100,393

## 3 歳 出

### (款) 3 民生費

#### (項) 1 社会福祉費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1 老人福祉費	759,455	2,782	762,237	2,782			
計	759,455	2,782	762,237	2,782			

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
1 事務費負担金	△29,390	事務費負担金 △29,390

1 老人福祉費補助金	2,782	後期高齢者医療制度事業費補助金 調整交付金	1,312 1,470

1 前年度繰越金	29,390	前年度繰越金	29,390

(単位：千円)

節		説明	
区分	金額		
19 負担金、補助及び交付金	2,782	資格賦課管理費 給付管理費	395 2,387



議案第4号

平成30年度愛知県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療  
特別会計補正予算（第2号）

平成30年度愛知県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計  
補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ17,070,157千円を追  
加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ843,848,714千円とす  
る。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに  
補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によ  
る。

平成31年2月5日提出

愛知県後期高齢者医療広域連合長 伊 藤 太

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 市町村支出金		152,893,876	1,666,679	154,560,555
	1 市町村負担金	152,893,876	1,666,679	154,560,555
2 国庫支出金		242,708,958	9,757,322	252,466,280
	1 国庫負担金	188,411,461	9,428,612	197,840,073
	2 国庫補助金	54,297,497	328,710	54,626,207
3 県支出金		65,148,391	106,698	65,255,089
	1 県負担金	65,148,391	106,698	65,255,089
4 支払基金交付金		337,933,955	2,250,550	340,184,505
	1 支払基金交付金	337,933,955	2,250,550	340,184,505
8 繰越金		26,612,620	3,288,908	29,901,528
	1 繰越金	26,612,620	3,288,908	29,901,528
歳入合計		826,778,557	17,070,157	843,848,714

歳出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 保険給付費		802,596,460	4,265,374	806,861,834
	1 療養諸費	764,571,858	4,265,374	768,837,232
7 予備費		7,371,526	12,804,783	20,176,309
	1 予備費	7,371,526	12,804,783	20,176,309
歳出合計		826,778,557	17,070,157	843,848,714



平成30年度

後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)説明書

愛知県後期高齢者医療広域連合

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括

歳入

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
1 市町村支出金	152,893,876	1,666,679	154,560,555
2 国庫支出金	242,708,958	9,757,322	252,466,280
3 県支出金	65,148,391	106,698	65,255,089
4 支払基金交付金	337,933,955	2,250,550	340,184,505
8 繰越金	26,612,620	3,288,908	29,901,528
歳入合計	826,778,557	17,070,157	843,848,714

歳出

款	補正前の額	補正額	計
1 保険給付費	802,596,460	4,265,374	806,861,834
7 予備費	7,371,526	12,804,783	20,176,309
歳出合計	826,778,557	17,070,157	843,848,714

(単位：千円)

補正額の財源内訳			
特定財源			一般財源
国県支出金	地方債	その他	
3,052,970		1,212,404	
			12,804,783
3,052,970		1,212,404	12,804,783

## 2 歳 入

### (款) 1 市町村支出金

#### (項) 1 市町村負担金

目	補正前の額	補正額	計
2 療養給付費負担金	61,970,478	1,666,679	63,637,157
計	152,893,876	1,666,679	154,560,555

### (款) 2 国庫支出金

#### (項) 1 国庫負担金

1 療養給付費負担金	185,170,268	9,238,367	194,408,635
2 高額医療費負担金	3,241,193	190,245	3,431,438
計	188,411,461	9,428,612	197,840,073

### (款) 2 国庫支出金

#### (項) 2 国庫補助金

1 調整交付金	51,022,293	328,710	51,351,003
計	54,297,497	328,710	54,626,207

### (款) 3 県支出金

#### (項) 1 県負担金

1 療養給付費負担金	61,883,713	△83,547	61,800,166
2 高額医療費負担金	3,264,678	190,245	3,454,923
計	65,148,391	106,698	65,255,089

### (款) 4 支払基金交付金

#### (項) 1 支払基金交付金

1 後期高齢者交付金	337,933,955	2,250,550	340,184,505
計	337,933,955	2,250,550	340,184,505

### (款) 8 繰越金

#### (項) 1 繰越金

1 繰越金	26,612,620	3,288,908	29,901,528
計	26,612,620	3,288,908	29,901,528

(単位：千円)

節		説明	
区分	金額		
1 現年度分	1,666,679	療養給付費負担金現年度分	1,666,679

1 現年度分	9,238,367	療養給付費負担金現年度分	9,238,367
1 高額医療費負担金	190,245	高額医療費負担金	190,245

1 調整交付金	328,710	調整交付金	328,710

1 現年度分	△83,547	療養給付費負担金現年度分	△83,547
1 高額医療費負担金	190,245	高額医療費負担金	190,245

1 現年度分	2,250,550	後期高齢者交付金現年度分	2,250,550

1 前年度繰越金	3,288,908	前年度繰越金	3,288,908

### 3 歳 出

(款) 1 保険給付費

(項) 1 療養諸費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1 療養給付費	754,454,819	4,265,374	758,720,193	3,052,970		1,212,404	
計	764,571,858	4,265,374	768,837,232	3,052,970		1,212,404	

(款) 7 予備費

(項) 1 予備費

1 予備費	7,371,526	12,804,783	20,176,309				12,804,783
計	7,371,526	12,804,783	20,176,309				12,804,783

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
19 負担金、補助及び交付金	4,265,374	療養給付費 4,265,374

29 予備費	12,804,783	予備費 12,804,783





議案第 5 号

平成 31 年度愛知県後期高齢者医療広域連合一般会計予算

平成 31 年度愛知県後期高齢者医療広域連合一般会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 1,633,105 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第 2 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 292 条において準用する同法第 235 条の 3 第 2 項の規定による一時借入金の最高額は、10,000 千円と定める。

(歳出予算の流用)

第 3 条 地方自治法第 292 条において準用する同法第 220 条第 2 項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額に過不足を生じた場合には、同一款内で各項相互に流用するものとする。

平成 31 年 2 月 5 日提出

愛知県後期高齢者医療広域連合長 伊 藤 太

第1表 歳入歳出予算

歳入

(単位：千円)

款	項	金額
1 分担金及び負担金		1,279,681
	1 負担金	1,279,681
2 国庫支出金		192,168
	1 国庫補助金	192,168
3 寄附金		1
	1 寄附金	1
4 繰入金		1
	1 特別会計繰入金	1
5 繰越金		160,000
	1 繰越金	160,000
6 諸収入		1,254
	1 預金利子	11
	2 雑入	1,243
歳入合計		1,633,105

歳 出

(単位：千円)

款	項	金額
1 議会費		4,093
	1 議会費	4,093
2 総務費		851,896
	1 総務管理費	851,621
	2 選挙費	62
	3 監査委員費	213
3 民生費		776,115
	1 社会福祉費	776,115
4 公債費		1
	1 公債費	1
5 予備費		1,000
	1 予備費	1,000
歳出合計		1,633,105



議案第 6 号

平成 31 年度愛知県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療  
特別会計予算

平成 31 年度愛知県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計  
予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 835,865,172 千円と  
定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表  
歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第 2 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 292 条において準用す  
る同法第 235 条の 3 第 2 項の規定による一時借入金の最高額は、  
18,000,000 千円と定める。

(歳出予算の流用)

第 3 条 地方自治法第 292 条において準用する同法第 220 条第 2 項ただ  
し書の規定により歳出予算の各項の経費の金額に過不足を生じた場  
合には、同一款内で各項相互に流用するものとする。

平成 31 年 2 月 5 日提出

愛知県後期高齢者医療広域連合長 伊 藤 太

第1表 歳入歳出予算

歳入

(単位：千円)

款	項	金額
1 市町村支出金		158,442,277
	1 市町村負担金	158,442,277
2 国庫支出金		250,531,055
	1 国庫負担金	195,155,869
	2 国庫補助金	55,375,186
3 県支出金		67,290,896
	1 県負担金	67,290,896
4 支払基金交付金		350,440,243
	1 支払基金交付金	350,440,243
5 特別高額医療費共同事業交付金		317,324
	1 特別高額医療費共同事業交付金	317,324
6 寄附金		1
	1 寄附金	1
7 繰入金		3,019
	1 一般会計繰入金	3,019
8 繰越金		7,371,526
	1 繰越金	7,371,526
9 県財政安定化基金借入金		1
	1 県財政安定化基金借入金	1
10 諸収入		1,468,830
	1 延滞金及び過料	2

(単位：千円)

款	項	金額
	2 預金利子	5,489
	3 雑入	1,463,339
	歳入合計	835,865,172

歳 出

(単位：千円)

款	項	金額
1 保険給付費		831,893,180
	1 療養諸費	793,036,991
	2 高額療養諸費	36,149,589
	3 その他医療給付費	2,706,600
2 県財政安定化基金拠出金		7,652
	1 県財政安定化基金拠出金	7,652
3 特別高額医療費共同事業拠出金		317,774
	1 特別高額医療費共同事業拠出金	317,774
4 保健事業費		3,491,868
	1 健康保持増進事業費	3,491,868
5 公債費		22,125
	1 公債費	22,125
6 諸支出金		132,572
	1 償還金及び還付加算金等	132,571
	2 繰出金	1
7 予備費		1
	1 予備費	1
歳出合計		835,865,172





